

第6章 計画の推進等

6-1. 主体別の役割

空き家対策を推進するためには、所有者等だけでなく事業者や市民の協力による対応が不可欠です。そのため、所有者、市、地域、関係団体等はそれぞれの役割を理解し、相互に連携、協力して空き家対策に取り組む必要があります。

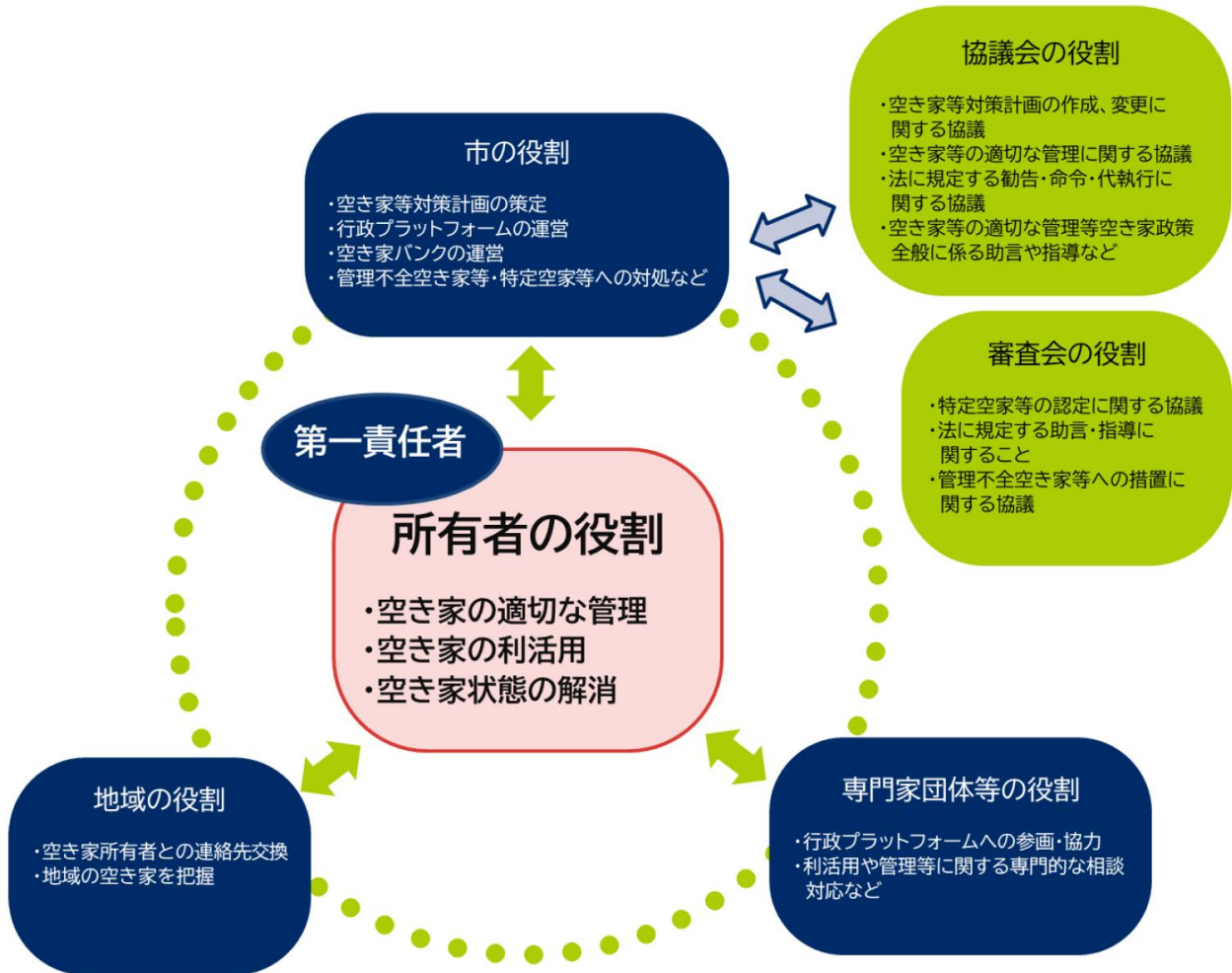


図14_協働のイメージ

6-2. 計画の見直し

空き家を取り巻く課題は今後も多様化することが想定されます。そのため、空き家対策は、短期的な取組みと併せて、中長期的な視点から取組みを継続・発展させていくことが重要となります。

次回の検証及び見直しは、令和7年度(2025年度)に行う予定ですが、本計画の進行について定期的に長岡京市空き家等対策協議会に報告し、検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行います。

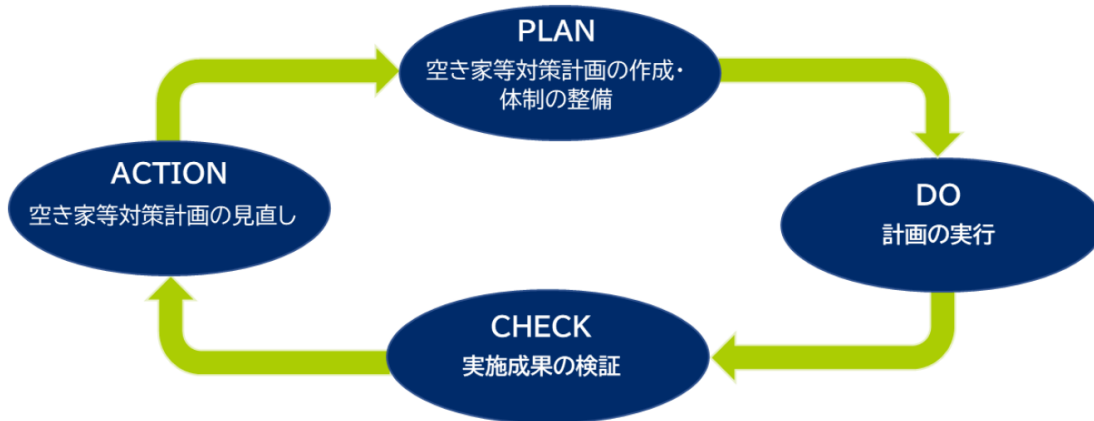


図15 計画の見直し(進行管理)

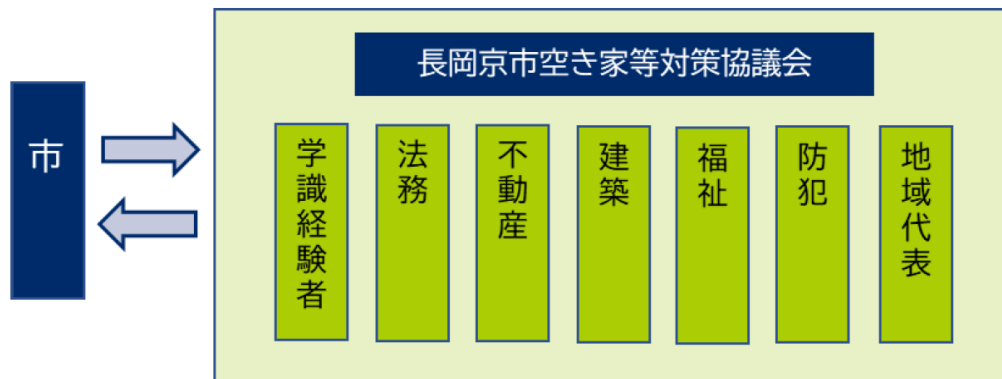


図16 進行管理体制

6-3. 改訂履歴

版数	日付	内容
初版	平成30(2018)年4月	策定
第2版	令和3(2021)年3月	計画期間満了に係る改訂